

津野町タウンプロモーション支援委託業務公募型プロポーザル実施要項

1. 概要及び目的

民間事業者の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用することで、本町を取り巻く環境を分析し、「星」をテーマにしたこれからの時代にふさわしい町のブランドコンセプトを示すとともにブランドメッセージやロゴマーク、そしてこれらに基づく今後のプロモーション戦略を策定する事業について、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定します。

2. 委託業務

(1) 業務名

津野町タウンプロモーション支援委託業務

(2) 業務内容

別紙1「津野町タウンプロモーション支援委託業務仕様書」に示す内容

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで。（ただし、期間を延長する場合があります。）

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託料及び提案限度価格

6,500,000円を上限額とする。（消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、提案限度価格を超える提案については無効となります。

(6) 納入場所

津野町役場まちづくり推進課

(7) 支払方法

業務完了後の一括払い

3. 参加資格

本プロポーザルに参加するには本募集要項の公告日において、次の要件を全て満たす者となります。

(1) 法人格を有する事業者であること。

(2) 過去5年間に公共団体及び民間事業者等が発注した本業務と類似業務実績があること。

(2) 国税、地方税のいずれも滞納がないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者

イ．会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく会社更生手続き開始申立てを行った者で、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者

ウ．特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調定の申立てを行った者

エ．民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てを行った者で、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けていない者

オ．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者

カ．津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第19号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当した者

（4）参加表明書等の提出時において、津野町建設工事指名停止措置要綱（平成18年要綱）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。なお、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、津野町から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとします。

4. スケジュール

スケジュール及び書類等の提出期限は次のとおりです。

内容	期間	備考
（1）質問受付期限	令和7年6月9日（月）午前10時まで（必着）	電子メールのみ受け付け、6月10日（火）中に町ホームページにて回答公表予定
（2）参加表明書類 提出期限	令和7年6月16日（月）17時まで（必着）	郵送又は持参。
（3）資格要件の確認結果通知	令和7年6月18日（水）まで	メールにて通知 ※参加予定者向けの事前説明会（WEB）を予定しております。別途ご案内します。
（4）企画提案書類 提出期限	令和7年7月14日（月）正午まで（必着）	郵送又は持参
（5）書面審査	令和7年7月中旬	参加者が6者以上の場合は実施する場合があります。
（6）プレゼンテーション	令和7年7月下旬	説明20分・質疑応答10分により実施 ※時間等は別途通知します
（7）最終決定	令和7年7月下旬	プレゼンテーションで最高得点を得たものを契約候補者とし、結果を参加者に通知

スケジュールが変更になった場合は別途ご連絡します。

5. 書類提出

(1) 質問に関する書類の提出

ア. 質問がある場合は、質問書【様式 1】に質問事項を簡潔にまとめ、電子メールにより提出してください。また、メール送信後はメール送信の旨を電話にて連絡してください。

イ. 質問受付期間以外の質疑応答は行いませんので、ご了承ください。(電話・FAX・口頭含む)

ウ. 回答は津野町ホームページで公開します。

(2) 参加申込書類の提出

次の①～⑨の書類を持参または郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）により提出してください。提出する書類は各 1 部とします。

書 類 名	様 式	備 考
①参加表明書	様式2	
②会社概要	任意様式	A4 用紙 1 枚でまとめてください。
③履歴事項全部証明書		発行 3 ヶ月以内のもの。写し可。
④直前 2 年分の財務諸表類		貸借対照表及び損益計算書の写し
⑤納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）		発行 3 ヶ月以内のもの。写し可。
⑥類似業務実績書	様式3	
⑦協力事務所の概要	様式4	協力事務所がある場合は記入
⑧業務実施体制図・人員配置図	様式 5	業務を推進するための体制図を記入
⑨宣言・確約書	様式 6	

※ 申請書類に使用する印は、代表者印としてください。

(3) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査します。申込者の資格要件の審査完了後、結果を申込者へ電子メールにて通知します。なお、参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。

(4) 企画提案書類の提出

ア. 次表の書類を、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）にて提出してください。なお、提案数は 1 事業者 1 提案とします。

イ. 企画提案書は次表のほか別紙 1 「津野町タウンプロモーション支援委託業務仕様書」に沿った提案としてください。

書 類 名	様 式
企画提案提出書	様式 7
(1) 下記(2)～(4)をまとめた概要資料 (A 4 用紙 1 枚)	任意様式
(2) タウンプロモーション全般についての基本的な考え方	任意様式
(3) 本町のブランドを象徴するブランドメッセージ・ロゴマーク・キャッチコピー等の検討、制作方法	任意様式
(4) 戦略の考え方と、仕様書「7. 業務の内容」の「(3) ブランディング戦略の策定」に記載のア～エの検討・策定方法	任意様式
(5) 独自提案 ①町の魅力づくりや価値向上に向けた独自の取り組みの提案 ②独自提案の内容を実施する場合の必要経費も記載してください。 ※(7) 経費見積書には独自提案に係る費用は記載しないでください。	任意様式
(6) 業務を遂行するためのスケジュール管理表	任意様式
(7) 経費見積書 ①様式は自由とします。 ②税抜き価格と税込み価格（税率は 10%）の両方を表記し、代表社員を押印してください。 ③提案限度額を超えないようにしてください ④見積書には内訳として、別紙 1「津野町タウンプロモーション支援委託業務仕様書」の「7. 業務の内容」に記載の(1)～(6)の項目に係る見積金額を記載してください。なお、「(5) ロゴマーク及びキャッチコピーの知的財産権取得・管理等に関する業務」については下記 a～d を参考に商標登録出願及び登録料納付等に係る費用も記載してください。 a. 2 つのマーク（ロゴマーク【図】とキャッチフレーズ【文字】の 2 つ） b. 区分数：各 3 区分 c. 登録料納付：各 10 年分一括納付 d. その他手続きをするにあたって必要な調査料等	任意様式
(8) その他（ワークショップ講師の提案） 本事業とは別事業で「人口減少対策・魅力あるまちづくり」をテーマにした町民参加型ワークショップの開催を計画しており、ワークショップで出た意見などは本事業に反映させていくこととしています。本事業との連携も考慮し、ワークショップ講師の提案をお願いします。 【提案内容】 ・講師情報（氏名・所属・ワークショップ等の実績） ・講師派遣費用（費用の目安：25 万円×2 回） ※報償費・旅費交通費含む ・ワークショップ開催時期（8～10 月に 2 回程度を想定）	任意様式

(5) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア. 提案書はホッチキス止めのうえ、正本1部、副本12部を提出してください。なお、原本には法人名等を記載し、副本は法人名等を記載せずに提出してください。

イ. 企画提案書の様式は自由としますが、A4用紙を使用し、合計15枚以内（片面印刷）で作成してください。（補足説明資料等は別途提出していただいても大丈夫ですがA4用紙としてください。）

ウ. 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。

エ. 文字の大きさは11ポイントを基本としてください。

オ. 提出書類の取り扱いについては①～③としますのでご了承ください。

①提出された書類は返却しません。

②提出された書類は、必要に応じ複写（本プロポーザルでの使用に限る。）します。

③提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する情報がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を【様式8】により提出してください。開示・非開示の判断は【様式8】を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。

6. 選考方法

(1) 審査委員会の設置

別途定める「津野町タウンプロモーション支援委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、評価等は別紙2「審査基準表」に基づいて審査します。

(2) 書類審査

提案者が6者以上の場合は企画提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定する場合があります。書面審査を実施する場合は別途提案者に通知します。

(3) プレゼンテーション

ア. 提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行います。

イ. 提出された書類・プレゼンテーション内容について評価を行い、契約候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

ウ. プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

①準備 5分

②説明 20分

③質疑応答 10分

- エ. 出席者は3名以内とします。
- オ. パソコンを使用する場合は、事前連絡の上持参してください。
- カ. プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意します。
- キ. プレゼンテーションの結果等についての問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。
- ク. すべての参加者にプレゼンテーション選考結果を通知します。

(4) 最終決定

プレゼンテーションの結果、最高得点を得たものを候補者とします。なお、最高得点数が同じだった場合は見積額が最も安価な者を候補者とします。

(5) 最終結果の通知

最終結果は参加者あてに通知するとともに、候補者を町ホームページ等で公表します。

7. 契約

(1) 最終結果の通知後、候補者と契約交渉を行います。

(2) 候補者との交渉が不調に終わるなどした場合は、審査委員会において次点とされたものと契約交渉を行います。

8. 著作権等について

(1) 契約後、本業務の受託者は、仕様書に基づいて政策及び納品したデザイン等について、委託者が広報活動や商標化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととします。

(2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとします。

(3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととします。

(4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとします。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、原著作物著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、受託者が負うこととします。

(5) デザイン等に関して受託者が有する商標権については、無償（手続きに係る費用含む）で受託者に譲渡するものとします。ただし、商標権譲渡にかかる手続きについては、別途協議させていただきます。

9. その他注意事項等

(1) 提出書類に不備がある場合又は虚偽の記載がある場合は失格となります。

(2) 提出書類について、提出期限を超えて提出する場合は失格となります。

(3) 本プロポーザル（提出書類作成等）にかかる費用は全て申込者の負担とします。

(4) 委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではありません。候補者選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議を行い、協議が整い次第契約を締結することとします。

(5) 参加希望者は、参加表明書の提出をもって、本要項のほか本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなします。

(6) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めません。

(7) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議は一切受け付けません。

(8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施することができるものとします。その場合、津野町の求める最低水準（評価点の総計の6割）を超えていない場合は不採択となる場合があります。

(9) 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(10) 次の事に該当した場合、提案者は失格になることがあります。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当した場合

(11) 本要項及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合は、別途通知します。

(12) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退によって、今後町との契約等において不利益な取扱いをすることはありません。

10. お問い合わせ先・各種書類提出先

〒780-0201 津野町永野225-1

津野町役場 まちづくり推進課 津野町タウンプロモーション支援委託業務担当 宛

電話：0889-55-2312、FAX：0889-55-2022（平日8時30分～17時15分）

メール：machi@town.kochi-tsuno.lg.jp

以上